

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	就学の援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市教育委員会は、就学の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市教育委員会

公表日

平成29年9月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学の援助に関する事務
②事務の概要	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び光市学校児童生徒就学援助規則(平成16年光市規則第55号)に基づき、経済的理由により就学困難な学齢児童又は学齢生徒の保護者に対し就学援助費を支給する。 光市教育委員会は、関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①要保護及び準要保護児童生徒の世帯状況の確認や認定可否の判断 ②届出事項の異動に関する修正及び認定可否の再判定 ③就学援助対象者への支給
③システムの名称	・就学援助システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)(以下「独自利用条例」という。)第4条第1項 別表第1の第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第4項 (情報提供) 情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会教育総務課
②所属長	教育総務課長 太田 隆一
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会教育総務課 山口県光市光井九丁目18番3号 0833-74-3601
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会教育総務課 山口県光市光井九丁目18番3号 0833-74-3601

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

